

事務連絡
令和3年8月16日

都道府県・指定都市・中核市 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年8月11日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は被害を受けるおそれがあることから、8月12日以降一部地域において災害救助法が適用され、その適用地域が拡大しているとともに、気象庁からは、引き続き土砂災害・河川の増水や氾濫に厳重に警戒するよう注意喚起が行われております。

大雨等の災害により自治体から避難情報（警戒レベル）が発令されている地域においては、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することを前提としつつ、避難情報が発令中に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要がある場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝える（自治体につなぐ）ことが重要です。

各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等へ注意を喚起し、民生委員の方々への周知徹底を併せて行っていただきますよう、お願いいたします。

【担当者連絡先】

厚生労働省社会援護局地域福祉課 増田
代表電話：03-5253-1111（内線：2857）